

東串良町地域公共交通活性化協議会の設立について

1. 設立目的

東串良町の公共交通において、住民ニーズを踏まえた旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて、地域公共交通計画などの策定や施策の検討・実施にあたり、当協議会で活発な議論を交わし、東串良町における将来に向けた課題や可能性などに対応していくことを目的とします。

2. 設立背景

少子高齢化や人口減少等の社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の外出が制限されたことから、公共交通の利用者がさらに減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、東串良町における地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

しかしながら、高齢化に伴う運転免許返納等により、自動車等の移動手段を持たない町民にとって地域公共交通は欠くことのできない重要な役割を担っています。

このような社会情勢の中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正（令和2年11月施行）され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務となるとともに、町民生活の確保・維持のため、町民ニーズを調査し反映させ、持続可能な地域公共交通のあり方を検討し、計画実現化を目指すべく、上位計画や関連計画との整合を図りながら地域の公共交通網計画を策定する必要があります。

計画策定の際には、法定協議会で協議されることという条件に加え、補助事業の実施主体は法定協議会であることが求められていることから、当協議会の設立に至りました。

東串良町の公共交通の現状について

東串良町は鹿児島県の東南部の中央付近に位置し、人口 6,447 人(令和 5 年 10 月末現在)、総面積約 28 km²で、山のない平坦な地形となっており、国道 220 号と国道 448 号の基幹道路が町内を東西に貫き、住民の重要な生活道路としての役割を担っています。

また、東串良町における 65 歳以上の老年人口割合は、36.7%(令和 2 年国調)に達しており、県平均(32.5%)と比較しても高齢化が進行している地域といえます。

さて、東串良町の公共交通機関は、バス事業では幹線系統路線バスが 1 路線、廃止路線代替バスが 10 路線運行しており、少子高齢化や人口減少、自家用自動車の普及等により利用者の減少が続き、路線を維持すべく毎年多額の運行補助金を交付している状況にあります。この町内 3 つのバス停を経由する路線バス以外の交通手段はタクシーで、1 事業者のみです。

更なる少子高齢化や人口減少等が進む中で、地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持・確保すべく効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっております。

【東串良町の公共交通に関する事業】

バス事業（鹿児島交通株式会社）

- ・ 幹線系統路線バス（1 路線）の運行補助金
- ・ 廃止路線代替バス（10 路線）の運行補助金

タクシー事業（K・T交通有限会社）

- ・ 路線バス廃止区間（柏原から豊栄までの往復区間）において、代替措置としてタクシー運行事業を行っています。概ね 65 歳以上で、自動車を保有せず、運転免許証を持たないこと等を要件として登録される利用者は、通常料金 2,000 円かかる片道を 200 円で利用でき、残り 1,800 円は町が負担しております。

以上、バスは基幹道路である国道 220 号付近のみ運行しており、タクシー事業は一部の地域の方のみ利用される仕組みであることから、今後、町内全域で利用可能な定額乗合タクシー事業（A I オンデマンド配車システム導入）等を検討していきたいと考えている状況です。

※参考：別紙の「東串良町公共交通」図面

令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会役員（案）

役職	氏名	所属
会長	大園 保広	東串良町
副会長	宮脇 利廣	K・T交通有限会社
監事	野口 幸司郎	町民（公募）
監事	隈元 和代	町民（公募）

令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1. スケジュール

	協議会関係	委託事業関係
4月	設立総会（書面開催）	
5月中旬	第1回協議会 （委託事業内容確認・協議）	
6月		委託業者選定
7月		調査等業務開始
8～9月		地域概況及び公共交通の現況整理、 移動実態や公共交通に対するニーズの把握
10～12月		東串良町地域公共交通の問題 点及び課題の整理
12月中旬	第2回協議会 （調査等の結果確認・協議）	
12月下旬		計画書作成業務開始
1～2月		地域公共交通計画（案）のとり まとめ
3月	第3回協議会 （計画書（案）確認・協議）	

2. 主な事業の実施内容

実施項目	実施内容
地域概況及び公共交通の現況整理	<p>【地域概況の整理】 町内の人口動向、人口分布、主要施設の立地や公共交通体系、その他関連する統計資料等の整理を行い、本町の現状を把握する。</p> <p>【公共交通の現況整理】 町内の公共交通の路線別の利用状況や収支状況など、町や交通事業者が保有するデータを整理する。</p> <p>【上位・関連計画の整理】 上位計画に示された町の将来像を整理し、まちづくりの方向性や公共交通体系のあり方を検討するための基本的な事項を把握する。</p>
移動実態や公共交通に対するニーズの把握	<p>【住民アンケート調査】 住民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、住民を対象にアンケート調査を実施する。</p> <p>【民生委員アンケート調査】 移動に関する高齢者の生活課題やニーズ等を把握するために、民生委員を対象にアンケート調査を実施する。</p> <p>【関係者へのヒアリング調査】 より詳細な地域住民の移動実態やニーズ把握、移動手段の供給側が抱える問題点等を把握するため、関係者への聞き取り調査を実施する。交通事業者、庁内関係課等。</p>
東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理	<p>調査結果より、東串良町における公共交通の問題と課題を整理する。</p>
東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ	<p>【基本的な方針・目標の検討】 対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。</p> <p>【目標に位置づける事業の検討】 目標を達成するために実施すべき施策・事業を検討し、各施策・事業の実施主体や実施スケジュールを整理する。 事業実施・計画評価、次期計画の策定といった計画期間におけるPDCAサイクル・スケジュール案を設定するとともに、予算要求時期や議会等のタイミングを考慮した年度ごとのPDCAサイクルを検討する。</p>

	<p>【計画とりまとめ】 協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画とりまとめを行う。</p>
協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。

令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会予算（案）

資料4

【歳入】

款	項	目	節	予算額（円）	備考
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	8,000,000	東串良町からの負担金
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	1,000,000	地域公共交通調査等事業補助金
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	0	繰越金
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1,000	預金利息等
合計				9,001,000	

【歳出】

款	項	目	節	予算額（円）	備考
1. 運営費	1. 会議費	1. 会議費	1. 謝金	150,000	協議会開催に伴う委員謝金
			2. 旅費	100,000	協議会開催に伴う委員旅費
	2. 事務費	1. 事務費	1. 旅費	400,000	会議出席ほか
			2. 需用費	100,000	消耗品費等
			3. 役務費	50,000	切手、振込手数料等
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	8,000,000	地域公共交通計画策定業務委託
	2. 事業費補助	1. 事業費補助	1. 事業費補助	0	
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	201,000	
合計				9,001,000	

東串良町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 東串良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「運送法省令」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 前2号以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要な事項

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通法及び国庫補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整、並びに交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (2) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること（自家用有償旅客運送を含む。）
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、東串良町運賃協議会設置規約に基づく東串良町運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東串良町長及びその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
- (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
- (6) 町民又は利用者を代表する者
- (7) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者

- (10) 鹿児島県肝付警察署長又はその指名する者
 - (11) 鹿児島県知事又はその指名する者
 - (12) 東串良町内において自家有償旅客運送を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
 - (13) 学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要なとの申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(協議会の組織)

- 第5条 協議会に会長（1名）、副会長（1名）及び監事（2名）を置く。
- 2 会長は、東串良町長又はその指名する者をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議（以下、会議）の会務を総括する。
 - 4 副会長・監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(会議の特例)

- 第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。
- 2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会)

- 第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第3条に定める協議会の構成員のうち、当該調査又は検討のために必要な知見等を有する者による協議会の分科会を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に必要な業務、及び地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項への対応を行うため、東串良町企画課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

東串良町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、東串良町地域公共交通活性化再生協議会規約第10条第2項の規定に基づき、東串良町地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、東串良町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、東串良町企画課員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、東串良町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、東串良町において定められている公印の取扱いの例による。

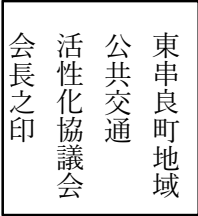
(委任)

第7条 この訓令に定められるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年1月5日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
東串良町地 域公共交通 活性化再生 協議会会長 之印		てん書	方24	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

東串良町地域公共交通活性化協議会に係る会計事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、東串良町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、要綱）第12条の規定に基づき、東串良町地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）の運営に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適切な事務処理を図ることを目的とする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び実施する事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、会長）は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に会議に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が会議で承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに東串良町長に送付することとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が会議で承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 緊急事態等真にやむを得ない事由の出来により、歳出予算の流用及び予備費の充用を行う場合には、東串良町の例によることとする。

2 会長は、前項の規定に基づき、会議に諮ることなく歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議に報告することとする。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れることとする。

(協議会出納員)

第7条 会長は、要綱第10条第2項に定める協議会の事務局に従事する職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を司る。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、東串良町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、会議で承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第5条第6項の規定に定められた監事による監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会議で承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに東串良町長に送付することとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年1月5日から施行する。

(令和5年度予算の特例)

2 令和5年度の協議会の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

4 諸収入	1 諸収入	1 雑入
-------	-------	------

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事業費補助	1 事業費補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費